中国贸促会专利商标事务所
CCPIT PATENT & TRADEMARK LAW OFFICE

第7号
（全113号）
2024年7月30日

—中国知的財産権—

ニュースレター



CATALOGUE

目次

知財ニュース

2 最高裁 独占禁止民事訴訟に関する新たな司法解釈を公布

4 最高裁判所 裁判所の最新の独占禁止に係る典型的判例を発表

6 6億4000万元超の賠償金 最高裁が有名自動車メーカーの新エネルギー自動車車台に係る技術秘密権侵害紛争の裁判を終了

8 浙江省が知的財産権に係る行政裁決略式手続規定を公布

AI・IoT関連情報

9 中国 生成AI特許出願件数が世界首位

10 有人eVTOL航空機が2024年世界人工知能大会に登場

11 人型ロボットが2024 WAICに登場歩行し、人の表情を読み取って応答

最高裁　独占禁止民事訴訟に関する新たな司法解釈を公布

＊（タイトルをクリックするとリンクが表示されます、以下同じ）

中国最高裁判所が6月24日、『最高裁判所の独占禁止民事紛争案件の審理における適用法の若干問題に関する解釈』（以下、新たな司法解釈という）を公布した。新たな司法解釈は2024年7月1日より施行されている。

新たな司法解釈は、2012年5月公布の『最高裁判所の独占行為に起因する民事紛争案件の審理における法の適用の若干問題に関する規定』の全条項を引用、統合した上で、2022年改正の独占禁止法に基づいて独占禁止民事訴訟の関連問題について体系的な規定を再制定したものである。新たな司法解釈は計51条で、六つの部分からなっている。このうち9つの条文は基本的に2012年版司法解釈の規定を踏襲しており、5つの条文は大幅に修正又は補足され、同時に新たな司法解釈の体系と論理に基づき順序が調整されている。新規に追加された37の条文は、独占禁止法の実体的な規定、特に改正条項の解釈と適用に関するものである。

2022年改正の独占禁止法第十一条に定められた「行政法執行と司法の連携メカニズムの改善」の要件を如何に実現するかについて、新たな司法解釈第二条、第十条、第十三条、第四十九条などの条項は、プロセスの連携、事実認定、法の適用の三つの方面から具体的に規定している。独占禁止法に関する行政法執行と司法がより実際的、効率的、秩序よく連携できるよう促すために、新たな司法解釈によって規定されていない問題について、裁判所は実務において具体的な情状に応じて、関連行政法執行機関が公布した部門規定又は独占禁止ガイドラインに規定された内容を参照して対応することができる。

「挙証難」、「証明難」問題の解決について、新たな司法解釈は、独占禁止に係る行政法執行と民事訴訟の連携の強化を通じて、独占禁止行政処理決定書の比較的高い証明力を明らかにしている。また、挙証責任の分配規則と証明規準を明確にし、挙証責任の移転の適用を拡大している。国内外の経験をまとめ、競争効果と市場支配的地位の直接的な証明を強化している。経済的分析と専門家の意見を活用して案件の事実調査などを支援することを提唱し、これら様々な面から、原告の挙証負担と挙証の難しさを軽減し、被害者の権益を効果的に保護し、独占行為に対する法的規制を強化している。

近年、情報技術とデジタルエコノミーの発展に伴い、独占行為の様態と特徴に新たな変化

が生じ、独占禁止法の執行や司法に新たな課題を投げかけている。新たな司法解釈は関連市場の定義、独占協議の規制、市場支配的地位の濫用の規制などの面から、適性で科学的な裁判規則をまとめて提供し、情報技術とデジタルエコノミー分野の独占禁止に係るホットスポットと難題に積極的に対応している。

一般に、水平的独占協議は被害が最も深刻で、隠蔽性が最も高い独占行為と考えられており、独占禁止法執行の実務においては、このような協議の証明と認定は比較的難しい。これについて、隠蔽性が高い「その他協同行為」を効果的に規制するため、新たな司法解釈第十八条は「その他協同行為」の四つの考量要素とその挙証責任分配規則を特別に規定している。同時に、経営者の経営自主権への不当な干渉を避けるために、新たな司法解釈第十八条第三項は「合理的な解釈」の内容と範囲を具体的に規定しており、協同行為規制の際には、単なる市場追随のような「並行行為」に対する規制を除外する必要がある。

最高裁判所 裁判所の最新の独占禁止に係る典型的判例を発表

中国最高裁判所は2024年6月24日午前に記者会見を開き、裁判所の最新の独占禁止に係る典型的判例を発表した。

今回発表された判例には三つの特徴がある。第一は、独占協議紛争と市場支配的地位の濫用を訴因とする二つの主なタイプの独占紛争を含み、内容が包括的であること。第二は、一般的な水平的独占協議とハブアンドスポーク型独占協議の認定と効力、知的財産権行使行為の競争排除・制限効果の認定、継続民事賠償訴訟における独占禁止行政処罰決定の証明力や損害賠償の認定など幅広い問題をカバーしていること。第三は、関連判例が業界内で広く注目され、このうち渉外判例は一定の国際的影響力を持つなど、影響力が大きいことである。

今回発表された典型的判例は以下のような司法政策の方向性を伝えている。第一に、独占協議の規制を厳格化し、市場競争の活力を効果的に保護する。「工業用潤滑油」に係るハブアンドスポーク協議案件において、ハブアンドスポーク協議の認定基準を明確にし、ブランドのサプライヤーと主な川下販売業者がハブアンドスポーク協議を結び、同一ブランド内の競争を制限する行為に対して、否定的な評価を与えた。「交通信号制御機」に係る水平的独占協議案件において、同業他社を市場から追放することを主な目的と基本内容とする協議は全て無効であると認定し、独占禁止法に違反した場合の契約無効の範囲を明確にした。第二に、法に基づいて知的財産権の合法的な行使と権利濫用による競争の排除・制限の境界線を定め、イノベーションの奨励と公平競争の保護のバランスを実現した。「希土類永久磁石材料」に係る市場支配的地位の濫用案件において、知的財産権に係る関連技術市場の範囲と市場支配的地位の認定方法を明確にし、希土類永久磁石材料の生産に必須ではない特許のライセンスを拒否することは独占行為に該当しないと認定した。「デスロラタジン（Desloratadine）原薬（API）」に係る市場支配的地位の濫用案件において、専利権行使の際の限定取引と超高価格設定についての分析方法を明確にし、法に基づく特定の専利権の正当な行使による必然的な結果は独占禁止法上の競争排除・制限効果に該当しないと特別に強調した。独占的な高価の分析については、市場競争状況とイノベーションのリスクを考慮し、専利権者の法

に依る合理的な収益を保証し、イノベーションの意欲を保障しなければならない。第三に、行政法執行と司法の連携メカニズムを改善し、公平な競争秩序を共同で保護した。「自動車販売」に係る垂直的独占協議案件において、独占禁止行政処罰が決定された後に生じた関連民事賠償案件における挙証責任の所在を明確にし、原告の挙証負担を軽減した。

独占禁止に係るこの5件の典型的判例は改正前の独占禁止法と旧司法解釈に該当するものであるが、いずれも新たな独占禁止に係る民事訴訟司法解釈の起草の事務的基礎であり、改正後の独占禁止法とその解釈の趣旨に則したものであるため、改正後の独占禁止法と新たな司法解釈を正確に理解し、適用する上で重要な参考となる。

6億4000万元超の賠償金 最高裁が有名自動車メーカーの新エネルギー自動車車台に係る技術秘密権侵害紛争の裁判を終了

先頃、中国最高裁判所の知的財産権法廷が、中国有名自動車メーカー2社間で生じた従業員の大量転職に起因した新エネルギー車車台に係る技術秘密権侵害に関する上訴審を終了した。2倍の懲罰的賠償が適用され、権利侵害者に対して、経済的損失と権利保護に用いられた合理的支出の合計6億4000万元超の賠償を命じる判決が下された。賠償額は中国知的財産権侵害賠償額の記録を更新した。

最高裁の紹介によると、浙江吉某集団有限公司傘下の成都高某自動車工業有限公司では40人近くの上級管理者と技術者が前後して退職し、威某自動車科技集団有限公司とその関連公司に入社した。このうち30人は2016年に退職すると即入社した。

2018年に吉某公司は、威某公司などの公司が上記の一部の退職者を発明者又は共同発明者とし、元の公司で接触し把握した新エネルギー自動車車台に係る応用技術、車台用部品の図面12セットと数理モデルに記載された技術情報について12件の実用新案出願を提出したことを見つけた。さらに、威某公司などの公司は技術蓄積がなく、合法的な技術由来が証明できないにもかかわらず、短期間に特定シリーズの電気自動車をリリースしており、吉某集団、浙江吉某自動車研究院有限公司の関連技術秘密を侵害した疑いがあることがわかった。

吉某公司は裁判所に訴訟を提起し、威某公司などに対し、権利侵害の停止、その経済的損失と権利保護に用いられた合理的な支出の合計21億元の賠償を請求した。一審裁判所の判決の後、すべての当事者がこれを不服として、最高裁に上訴した。

最高裁は審理の上、本件は不当な手段による組織的かつ計画的で大規模な新エネルギー自動車の技術者と技術資源の窃盗に起因する技術秘密侵害案件であると判断し、威某など4公司に対して技術秘密の開示、使用、他人の使用の許諾を停止するよう命じた上で、二審判決で侵害停止の具体的な方式、内容、範囲を詳細化、明確化した。

二審判決では同時に以下のことも明確になった。威某公司らは、本件に係る技術秘密の使用停止の義務を履行しなかった場合、一日当たり100万元の履行遅延金を支払わなければ

ならない。威某公司らは、12件の実用新案を無断で処分した場合、実用新案権1件につき100万元を一括で支払わなければならない。威某公司らは、本件判決文に規定された期限までに、本件に係る技術秘密の関連媒体の廃棄又は吉某公司への引渡し、告知と内部通達の実施、関係者・公司との技術秘密保持・非侵害保証に関する承諾書の締結のいずれか一つの義務を履行しなかった場合、一日当たり10万元の履行遅延金を支払わなければならない。

6月26日、威某自動車科技集団有限公司とその関連公司は判決に決められた義務を積極的に履行し、裁判所の判決により浙江吉某集団有限公司らの関連技術秘密の侵害を停止する旨の告知の掲載を「人民法院報」に申請した。

浙江省が知的財産権に係る行政裁決略式手続規定を公布

先頃、浙江省知的財産権局が『浙江省知的財産権行政裁決略式手続規定（試行）』を公布した。同規定は2024年7月15日より施行されている。

『規定』は法に基づき案件処理の期限を短縮化、手続を簡素化し、一人制審理、事前比較、略式裁判などの手続を明確にして、法執行機関の処理手続を最適化し、略式手続の効率化を活用して専利権者の権利保護コストを低減させている。その他、『規定』は略式手続を適用する案件の受理、文書の送付と手続変更などの部分について明確に規定することで、法により被請求人の抗弁権と異議申立権を保障し、当事者間の権利と義務のバランスを維持し、裁決の公平と公正を促している。

『規定』は「ワイトリスト＋ネガティブリスト」、「法定適用＋合意適用」の方法を採用して、略式手続を適用できる案件の種類を明確にしている。また同時に、市場監督管理（知的財産権）部門が略式手続で専利権侵害紛争に係る行政裁決案件を審理すると規定し、『規定』に定めがない場合、『専利行政法執行弁法』、『浙江省専利条例』の規定に従い、『専利権侵害紛争に係る行政裁決方法ガイドライン』を参照して審理すると明確にしている。

紹介によると、『規定』は速やかな紛争の解決、イノベーション成果の効果的な保護という行政裁決の重要な役割を最大限に発揮し、一流のビジネス環境とイノベーション環境の構築をサポートする。

中国　生成AI特許出願件数が世界首位

世界知的所有権機関（WIPO）が7月3日に発表した報告書によると、2014年から2023年までに、中国の生成AI特許出願件数は3万8000件以上に上り、世界首位となり、2位の米国の6倍だった。同報告書によると、2014年から2023年の10年間において、世界中の生成AI関連の特許出願は5万4000件に達し、25%以上が昨年公告されたものである。

報告書によると、2017年に大言語モデルの基盤である深層ニューラルネットワークアーキテクチャが登場して以来、生成AI関連の特許件数が7倍に急増し、その分野は生命科学、文書管理・出版、ビジネスソリューション、工業・製造業、交通、安全、電気通信など多岐にわたっている。

分類別ランキングを見ると、画像・動画データ類が生成AI関連特許の1位、テキスト・音声が2位、音楽が3位である。トップ10の出願者にはテンセント、中国平安、百度、中国科学院、IBM、アリババグループ、サムスン電子、アルファベット、バイトダンス、マイクロソフトが名を連ねている。中国以外の主な出願国にはアメリカ、韓国、日本、インドが含まれている。

WIPOは、生成AI特許の動向とデータを分析することで、この急速に進歩する技術のすべてをより深く理解し、政策立案者が人類の共通利益に沿った発展計画を立てる上で役立つことを期待すると表明した。

有人eVTOL航空機が2024年世界人工知能大会に登場

7月4日から7日にかけて、注目を集める2024年世界人工知能大会（WAIC 2024）及びAIグローバルガバナンスハイエンド会議が上海で開催された。同時に、「地上と空中のスマートモビリティ、未来を見据える」と題する2024 WAIC無人運転体験イベントが万博園Bエリアで行われた。

世界中の英知が集結したこのイベントにおいて、中国で最も早くeVTOL（電動垂直離着陸機）のR&Dに取り組んだ企業の一つである上海峰飛航空科技有限公司が、自主開発した有人eVTOL「V2000EM盛世龍」を披露した。

eVTOLは「空中タクシー」とも呼ばれ、全電動で、垂直離着陸が可能であり、従来の空港を必要としない。より静かで環境にやさしく、安全で信頼性が高く、コストも低く、将来の都市空中交通の重要な解決策の一つと位置付けられており、都市の空中移動に広く応用され、移動時間を大幅に短縮し、未来の交通モデルに無限の可能性をもたらすものである。

中国電子情報発展研究院が発表した『中国「低空経済」発展研究報告書（2024）』によると、2023年中国のeVTOL産業規模は前年比77.3%増の9億8000万元に達した。また、2024年にはeVTOL産業は最初の商業化の爆発的成長期を迎え、産業規模の成長率は228.2%に達すると予想される。多機種の耐空証明が加速度的に進む中、eVTOL産業規模は2026年に95億元に達すると予想される。各地で発表された「低空経済」発展計画や方案において、低空製造、応用シーンの創出、空域管理が重要視され、eVTOLは「低空経済」の重要なキャリアとして、製造や耐空証明などが注目されている。

CCIDコンサルティング（賽迪顧問）の統計によると、現在、eVTOL航空機を製造する主要な企業は億航知能、時的科技、零重力、沃蘭特、峰飛航空、小鵬匯天、磐拓航空、御風未来、沃飛長空などがある。その内、複数の企業がすでに耐空証明の申請を提出した。大まかな統計によると、2022年11月から2024年1月までに、沃飛長空傘下の沃飛天馭AE 200、沃蘭特VE 25-100、時的科技E20、御風未来M1Bの耐空証明の申請がすでに中国民用航空総局に受理されている。

eVTOLは「低空経済」の重要な一部として、従来の汎用航空機の技術とAI、新エネルギー、陸空の相互接続などのホットな分野との相互促進、融合発展をもたらすだろう。この革新的な航空機の登場は、都市交通、医療輸送、物流配送などの分野に無限の可能性をもたらすだけでなく、将来の移動方式の全く新らしい変革を予見するものである。

人型ロボットが2024 WAICに登場 歩行し、人の表情を読み取って応答

復旦大学工学・応用技術研究院のスマートロボット研究院が開発した人型ロボット「光華一号」が7月4日、2024世界人工知能大会（WAIC）に登場した。

この人型ロボットは身長165 cm、体重62 kgであり、歩けるだけでなく、表情を作ることもでき、非常に人間らしい感情を持った柔軟で精巧な作業用ソフトロボットである。同大学工学・応用技術研究院副院長でスマートロボット研究院院長である甘中学氏は、人の表情を読み取り、それに応じた感情的な応答を生成できることが、「光華一号」とほかの人型ロボットの最大の違いであると紹介した。

「光華一号」は外見が人間に似ているほか、関節、胴体、全身を最小自由エネルギー原理で駆動でき、腕を自由に振り、直立歩行することができる。また、顔のスクリーン上で喜・怒・哀・楽の4種類の表情を作ることもでき、人とのインタラクションでより直観的な感情体験ができるという。この機能を実現するために、R&Dチームは脳啓発に似た動因とドーパミンのインセンティブメカニズムを融合させ、知覚と行為をより擬人化、精細化して、制御可能なマルチモーダル感情生成モデルを形成した。

「光華一号」は現在研究室での開発段階に留まっているが、今後四川省や河南省、江蘇省、浙江省などでテストを行い、介護機能の最適化をはかり、動作の安全性、正確性、柔軟性をさらに高めていく。例えば、高齢者をベッドから抱き起こす、高齢者がトイレに行くのをサポートするなどの機能である。しかも高齢者のニーズに合わせてカスタマイズすることも可能となる。年内に試作品を完成し、来年には小規模の産業化普及が行われる見込みである。

当初から、チームの目標は高齢者介護のシーンに適用できる人型ロボットの開発に焦点が当てられていたという。甘中学院長は、チームはこの高齢者介護ロボットが高齢者の身近にいる「保健師」になることを期待しており、さらに「行動は優しく、感情は知的で、交流はフレンドリーで、ユーザー体験は至善である」のものにしたいと率直に語った。

ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031　中国北京市復興門内大街158号
遠洋大厦10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所 : 〒100-0004　日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email: tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所 : 1350 Avenue of the Americas,
Suite 1710 New York, NY 10019 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax: +1-646-838-5151
Email: newyork@ccpit-patent.com.cn

マドリードオフィス

住 所: Calle del Principe de vergara 13, 5°D,
28001, Madrid, Spain
Tel: +34-910-66-3553
Email: madrid@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港湾仔港湾道一号
会展広場ビル34号09室
Tel: +852-2523-1833
Fax: +852-2523-1338
Email: hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世紀大厦18階
Tel: +86-21-6288-8686
Fax: +86-21-6288-3622
Email: shanghai@ccpit-patent.com.cn

広州オフィス

住 所: 広東省広州市天河区天河北路233号
中信広場11階1112－1113室
Tel: +86-20-3877-0278
Fax: +86-20-3877-0297
Email: guangzhou@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路186号
国際商会センター1601
Tel : +86-755-3298-9252
Email: shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区関山大道473号
光谷新発展国際センターB棟5階 06-116
Tel: +86-27-8720-0400
Email: wuhan@ccpit-patent.com.cn